**財務書類受領**

一月二十九日内閣から次の財務書類を受領した。

特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十六年度特別会計財務書類

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

一月二十九日内閣から次の議案が送付された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

**答弁書受領**

一月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員相原久美子提出国家戦略特別区域における医学部新設に関する質問に対する答弁書（第一七号）

参議院議員大野元裕提出慰安婦問題等についての昨年末の日韓合意に関する質問に対する答弁書（第一八号）

参議院議員有田芳生提出日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する質問に対する答弁書（第一九号）

参議院議員有田芳生提出日朝ストックホルム合意文書に関する質問に対する答弁書（第二〇号）

参議院議員辰巳孝太郎提出大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する質問に対する答弁書（第二一号）

**報告書受領**

一月二十九日内閣から、特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十六年度特別会計財務書類を受領した。

# 人事異動

## 人事院

伊藤　雅之　岩田喜美枝　宇賀　克也
浦野　光人　菊地　敦子　永峰　好美
西村　美香

交流審査会委員に任命する（各通）（一月二十八日）

（関東事務局長）　遠山　義和

総務省に出向させる（一月三十一日）

（総務省大臣官房付）　吉住夕起や

関東事務局長に転任させる（二月一日）

## 宮内庁

侍従次長　髙橋美佐男

侍従長河相周夫帰国につき侍従長事務代理を免ずる

（式部副長）式部官　奥山　爾朗

式部官長秋元義孝帰国につき式部官長事務代理を免ずる

（審議官）内閣府事務官　和田　裕生

長官官房総務課長野村護帰国につき同課長事務取扱を免ずる

侍従　下　均

侍従職事務主管牛嶋正人帰国につき侍従職事務主管事務代理を免ずる（以上一月三十日）

## 財務省

（国土交通省大臣官房審議官）

国土交通事務官　池田　潤

近畿財務局金融安定監理官を命ずる

（近畿財務局総務部長兼近畿財務局金融安定監理官）財務事務官　郷　佳也

近畿財務局金融安定監理官兼務を免ずる（以上一月二十九日）

# 皇室事項

**認証官任命式**

一月二十八日午後七時五十分、宮中において、国務大臣石原伸晃の認証官任命式が行われた。

# 官庁報告

## 公聴会

**一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催**

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十八年二月二日

関東経済産業局長　鍛治　克彦

一　件名

1　千葉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（13A地区）の変更の認可に係る公聴会

2　千葉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（12A地区）の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十八年二月二十九日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十八年二月二十六日　午後二時から

三　場所

1　第一号1の事案　佐倉商工会議所　大会議室（千葉県佐倉市表町三丁目三番地十）

2　第一号2の事案　四街道市商工会館　大会議室（千葉県四街道市鹿渡八百九十五番地十四）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　一般ガス供給約款（13A地区）の変更（一般ガス事業の譲渡譲受に伴う変更）

2　第一号2の事案　一般ガス供給約款（12A地区）の変更（一般ガス事業の譲渡譲受に伴う変更）

3　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び千葉ガス株式会社（千葉県佐倉市栄町二十一番地一）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「千葉ガス株式会社（〇〇地区）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号1の事案については、平成二十八年二月十五日までに、第一号2の事案については、平成二十八年二月十二日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「千葉ガス株式会社（〇〇地区）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号1の事案については、平成二十八年二月十五日までに、第一号2の事案については、平成二十八年二月十二日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

千葉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（〇〇地区）の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。